

口伝秘説の継承

——浅井了意と漢籍所載〈胎内生成論〉をめぐって——

山 下 琢 巳

はじめに

延宝六年（一六七八）の自序を持つ浅井了意の『聖徳太子伝暦備講』（初

版外題「聖徳太子伝暦鼓吹」）卷二ノ一十三「十月胎形付三十八箇七日」には、それまでの『聖徳太子伝暦』注釈とは、異なる「十月胎形説」が載る。

聖徳太子の伝記を記し、太子信仰の流傳に大きく与った『聖徳太子伝暦』が成立したのは十世紀後半平安時代中頃といわれる。その卷一に拠れば、間人

皇女は、正月一日の夜、救世觀音の化身である金色の僧が口中に入る夢を見て妊娠、皇女妊娠八ヶ月目、胎内より胎児が声を発したとする。『聖徳太子伝暦』原文には、「経于八月」、言聞于子外、皇子并妃、以太奇」とある。

この一条は、中世太子伝においては、「太子胎内説法」の段として、その言葉を明らかにし釈義を説くことが、最も重要な秘事口伝のひとつであった。^{註3}

太子の在胎期間は、釈迦と同じ十二ヶ月、しかも在胎八ヶ月目に、これも釈迦と同様に胎内において声を発した。太子は、胎児八ヶ月目にして、なぜ声を発することができたのか。

中世期、太子関係寺院の天王寺、橘寺、法隆寺などを中心として『聖徳太子伝暦』への注釈という宮みが始まる。橘寺の僧法空が撰述した『聖徳太子平氏伝雜勘文』（正和三年・一二一四・成）には、先の一条の注として、医書『耆婆五臓論』と仏書『瑜伽論』の説が引用される。受胎と胎児十月の変

化を具体的に記し、さらに、胎児が八ヶ月目に人としての身体の形が整うことを決定づけて、その時、胎児が声を発し得る可能性を示す。そして、この二書の引用は、室町末から江戸初期にかけて太子伝講談を行った法隆寺阿弥陀院実秀の『太子伝撰集鈔通要』にまで継承されていく。

類書『太平御覽』卷三百六十および三百六十三には、古代中国の「十月胎形説」が、引用される。『太平御覽』は、平安後期には将来されていたといわれる。広範な書からの引用、さらに出典を容易に知りうる『太平御覽』は、中国の知識を規範とした我が国においては、百科全書のひとつとして重んぜられた。しかし、「十月胎形説」について言えば、中世以来の『聖徳太子伝暦』の注釈作業で、『太平御覽』所載の説は、全く用いられる事がなかった。就中、それまでの『耆婆五臓論』の説を除外したのみならず、仮名草子作者として、『太平御覽』の一部和訳を行った浅井了意の注釈にも、そこに載る「十月胎形説」は、引用されることがない。

秘説とは、一部の特権階級、あるいは苦行難行を積んだ者にのみ伝授される。そのため、秘説には、閲覧の極めて困難な秘書からの引用が行われる。近世に入り、一部秘説の公開が、出版という形をとて始まる。浅井了意とは、その先端を担った上方の書肆の下に、その役割を果たした人物のひとりであった。しかし、了意は、『聖徳太子伝暦』の注釈において、『耆婆五臓論』に代わる新説を載せるという行為を取りながら、啓蒙に益するはずの『太平御覽』所載の説は、全く取り上げることがなかつた。

一、『太平御覽』と了意

この儀を執り行つた。

宋王朝二代の太宗は、國家統一を間近にひかえるなか、文治政策を推し進め、これまでの中国文化を担ってきた文献の編纂を命じる。このうち『太平御覽』は、太平興国二年三月十七日（西暦九七七年四月十八日）に編纂が始まり、六年九ヶ月後の太平興国八年十二月十九日（九八四年一月二十四日）に清書本が完成したとされる。^(注5)初名は『太平總類』であったが、まさに清書本が出来上がるという前日の夕刻、太宗は自分の好学を示すために、毎夜三巻づつ一年で全巻を読了できるようになると、名を『太平御覽』と改めさせた。

李昉以下十四人の編纂になり、全一千巻、『周易』繫辭伝の「凡天地之數五十有五」に基づいて、全書を五十五の部門に分類し、もって天地の森羅万象を網羅的に包括する。『太平廣記』五百卷、『冊府元龜』一千卷とともに北宋三大類書といわれる。

『太平御覽』が、日本に始めて到来したのは、残された記録から高倉天皇治承三年（一一七九）頃とされる。朝義の故実・法制に精通し、源平の争乱期を生きた内大臣中山忠親（天承元年・一一三一～建久六年・一一九五・没）の日記『山槐記』治承三年一月十三日の条に、始めて本朝に伝来した刊本『太平御覽』二百六十帖を平清盛が内裏に献上するとの話を、来訪した算博士三善行衡から聞いたことが記される。

算博士行衡來云、入道大相國（六波羅）、可被獻唐書於内云々、其名太平御覽云、三百六十帖也、入道書留之、可被獻摺本於内裏云々、此書未被渡本朝也

そして、『山槐記』同年十二月十六日の条には、安徳天皇が、清盛の西八条殿に行啓したおり、『太平御覽』が献上されたことを記す。これは、道長が、外孫の後朱雀天皇が東宮であつたときに、『文選』と『白氏文集』の刊本を献上したという例に倣つたもので、そのうちの三帖は箱に入れず、蘇芳村濃の浮線綾に裏み、玉を以て銀の松枝につけ、春宮権大夫平知盛が、自ら

有御送物、摺本太平御覽（此書總數三百卷也、卷三帖裏之、不入筭、自大宋國送禪門、未渡本朝書也、後朱雀院儲君之時、萬壽之比自御堂有御送物、摺本文選文集云々、具見經賴卿記、蓋被追彼例也）、裏蘇芳村濃浮線綾（裏濃蘇芳打）、以玉付銀松枝、權大夫取之

それから約八十年後、鎌倉時代後期、花山院内大臣師継の日記『妙槐記』文應元年（一二六〇）四月二十二日の条には、『太平御覽』一部千巻を三十貫という高価な代金で、宋の商人より購つたこと、『太平御覽』が、清盛の時に宋より渡つて以来、引き続いて到来し、今、我が国には、その部数が數十本にも及ぶことが記される。^(注6)

今日或宋客持來太平御覽一部千巻、復百帖、以直錢三十貫價取之、件四五ヶ帖有摺過之事、後日以他本可書改歟、直錢者今兩三日之後可下行之由契約了、此書者平家入道大相國清盛、始渡取之、近高倉院以來連々宋人渡之、方今者我朝及數十本歟、雖無興予未持之文也、依思文道冥加也、雖爲未被施行之書、近年人翫之

『太平御覽』には、本国中国で散失した書、あるいは本朝未到来の書から引用が多数ある。經典・漢籍の注釈が盛んになる中世期、彼の国の稀覯書に接し得た寺院、神道家、儒家の間では、『太平御覽』が、その指南書のひとつとして大きな役割を担つたと考えられる。そして、近世期に入ると、稀覯書であった『太平御覽』所載の記事が、和訳中国故事説話集のなかに引用されて刊行される。

『新語園』は、「維時延宝九年歲次辛酉（一六八一）仲春上浣（二月）／洛之本性寺昭儀坊桑門釈了意誌」の自序と「天和貳壬戌年／仲春上澣／梅花堂刊行」との刊記を持つ。その載せるところは、三宅常範の序文に「上窮天象、下臨地法、中次人倫事跡古今名物」というように、中國の天地人三才の故事・奇談・説話を、一章毎に、その出典を明記して漢字片假名文

で記す。出典としての引用書目数は、三百種以上にのぼる。しかし、これは、了意が『新語園』を編むに当たって典拠とした中國類書に所載される書名をそのままに記したもの。典拠とした類書は、明の陳耀文撰『天中記』、宋の李昉等撰『太平廣記』、宋の祝穆撰『事文類聚』、そして、『太平御覽』の四書である。『天中記』は、仮名草子『浮世物語』（寛文五年頃・一六六五・刊）で既に利用、『太平廣記』は、後年の仮名草子『狗張子』（元禄二年・一六九〇・序、同五年刊）に翻案されて活用される。そして、『太平御覽』は、仏書の注釈に大きく与ったと考えられ、『聖徳太子伝暦備講』においても、『太平廣記』とともに十一箇所にその書名があがる。

了意の『聖徳太子伝暦備講』には、法隆寺顕真の『古今目録抄』（暦仁元年以降・一二三八～成）、顕真甥俊巖の『顕真得業口決抄』、法空の『聖德太子平氏伝難勘文』、『上宮太子伝拾遺記』、法空弟子で南都常樂寺聖云の『太鏡鈔』、法隆寺重懐の『太子伝見聞記』（延文五年・一二三六〇・成）、『詮要抄』（亡佚）、『仲範聞書』（亡佚）、法隆寺聖譽の『聖譽鈔』、聖譽弟子訓海の『太子伝玉林抄』（文安五年・一四四八・成）、法隆寺実秀（永祿三年・一五六〇～慶長二十年・一六一五）の『太子伝撰集鈔通要』（寛文元年・一六六一・刊）、同『太子伝撰集鈔別要』（寛文十一年刊）などが引かれる。

『聖徳太子伝暦』卷一に、聖徳太子を生んだ后が、宮中の寝殿で、「恙なく帳の内に安宿したまふ（無恙安宿帳内）」との行文がある。このうちの「帳（あく）」という語について、先行する中世諸注を集大成し、了意注が最も多く引用し、その孫引きの出所ともする『太子伝玉林抄』の卷二では、『三礼図』の説明を注として引く。^(注9)

三禮圖曰、在上曰弁、四旁及上曰帷、上下四旁悉周曰帳^{トニカルヲ}

これに対して、了意注は、その卷三ノ九「帳幄之説」に、同じように『三礼図』を引くが、この引用文が、『太平御覽』にも載ることを記す。

太平御覽、三禮圖曰、在レ上曰縪、四旁及レ上曰帷、上下四旁悉周曰帳^ヲ、
帳矣

人物名としての文子は、南朝宋の裴駟『史記集解』に見える。即ち『史記』貨殖伝の「范蠡師計然」という本文に、「徐廣曰、計然者、范蠡之師也、名鉗」「范子曰、計然者、葵丘濮上人、姓辛氏、字文子、其先晉國亡公子也、嘗南遊於越、范蠡師事之」との注が付される。これに拠れば、文子、姓は辛、名は鉗、宋の地葵丘濮上の人で、出自は、西晋の公孫、越の地に南遊したおり（臥薪嘗胆）の故事に出る）范蠡が師事する。計然は、春秋時代の人ではあるが、しかしながら、ここに『文子』を著したとの記述はない。

『三礼図』は、『周礼』『儀礼』『礼記』における名物故実を図説する。唐以前の書は、みな亡佚し、現存するのは、宋の聶崇義撰の二十卷通志堂刊本と明の劉續撰の四卷本のみ。通志堂刊本が、和刻本として崇文堂前川六左衛門より刊行されるのは、宝曆十一年（一七六一）と遅い。おそらく原本未見の了意は、注釈作業において、『太平御覽』卷七百服用部二「帳」の項に、先行注に引用される『三礼図』の一條を見出したものと考えられる。

『太平御覽』卷三百六十人事部一「叙人」には、天地のなかで人が万物のひとつとしてどのように生まれるかについて記した諸書の一條を列挙する。そして、ここに掲げらる書のうち、『文子』の一條には、〈十月胎形説〉が記される。

また、『太平御覽』卷三百六十三人事部四「形体」は、人の身体の成り立ちについて記し、ここには、『淮南子』所載の〈十月胎形説〉が掲がる。^(注10)

二、『文子』所載〈十月胎形説〉

『文子』十二卷、はやくから偽書との疑いを持たれる。^(注11)『漢書』芸文志、諸子略道家の項に、「文子九篇」とあり、班固の注に、老子の弟子で孔子と同時代の人、しかして、周の平王が文子と問答をしたとの条が本文にあり、この書は、仮託されたものであろうか（原文「老子弟子、與孔子竝時、而稱周平王問、似依託者也」と記す）。『隨書』經籍志には、「文子十二篇」とあって、現行本の卷数に同じ。その注に「文子老子弟子、七略有九篇、梁七錄十卷」とある。

『文子』著者と計然を同一人物とするのは、北魏李遷の撰した『文子』注である。現在、この注釈書は、散逸して伝わらないが、南宋の晁公武『郡齋讀書志』に、文子の伝を記した部分が「姓辛、葵丘濮上人、號曰計然、范蠡師事之、本受業於老子、錄其遺言爲十二篇」として引用されて残る。この説は、以後、『文選』の李善注などにも受け継がれ、宋の杜道堅『通玄真經續義』（道藏洞神部玉訣類523・524）も、これに従う。しかし、唐の柳宗元が「辯文子」で「文子書十一篇、其傳曰、老子弟子、其辭有若可取、其旨意皆本老子、然攷其書、蓋駁書也、其書渾而類者少、竊取他書以合之者多」と、その書に統一性がなく他書よりの寄せ集めと難じて以来、諸家の説は、概ねこれに倣う。『文子』本文は、ほとんどが「老子曰」で始まり、文子の質問に老子が答えるという形式をとる場合もある。その内容は、老莊の傾向が強く、本文に関しては、道家系とされる『淮南子』との共通部分が多くある。

『太平御覽』に引用される『文子』は、『太平御覽引得』（燕京大学引得編纂處編）「引書引得」につくとき、その数は一一八箇所に及ぶ。このうち〈十月胎形説〉が引用されるのは、卷三百六十一人事部「叙人」、現行本『文子』では、卷三「九守」に出る。九守とは、默希子の『通玄真經』注に、「九者、易之數終、明極則變、變則乖道、守之者、居亢龍无悔（九とは「易」にいうところの終わりの数（陽数の最後）である。この明数も極まってしまうと変じることとなる。変じてしまえば、人として守る道から離れてしまう。しかし、この九という数を守っていれば、そのところに居ることができる（「易」には、天子に上り詰めた龍は、行き所を失って後悔するという）」とある。

文子曰、人之情欲平嗜慾亂之精氣爲人、人受天地變化而生
 一月而膏（初形骸如膏脂）
 （默穀也）
 二月而脉（漸生筋脉）
 （默形非肝也）
 三月而肝（肝、胞也、三月如水龍狀也）
 （默胚也、形如水中泡）

唐の玄宗開元二十年（七三二）正月、両京および諸州に、玄元皇帝廟が置かれ、『文子』は、『道德經』『莊子』などとともに必修の書となる。そして、天寶元年（七四二）には、文子は「通玄真人」、その書は「通玄真經」と改めるとの詔が出され、代宗大曆年間（七六六～七九〇）には、科挙の必修科目となる。現在、道藏に収まる元和四載（八〇九）の序文を持つ默希子注（徐靈府注とも）『通玄真經』（洞神部玉訣類520・522）は、こういった背景をもとに編まれた。徐靈府、号は默希子、錢塘（現浙江杭州）天目山の道士。

『文子』著者と計然を同一人物とするのは、北魏李遷の撰した『文子』注

（統謂如水胞之狀）
 （默定府靈也）

四月而胎（如水中蝦蟆之胎）
 （統如水中蝦蟆胎也）

五月而筋（氣積而成筋）

六月成骨（血化肉、肉化脂、脂化骨）
 （統謂血氣變爲肉、肉爲脂、脂爲骨）

七月成形（四肢九竅成）
 （默關竅通明）

八月而動（動作）
 （默宮室列布、以定精也）

九月而踝（動數如前）
 （默萬像成也）、形骸乃成、五藏乃形

十月而生（默神其降靈）

（太平御覽）の引く『文子』本文には、注が付されている（括弧内）。これらと類似した注は、『太平御覽』と同時期に作られた徐鍇の『説文繫伝』卷八の「肝」および「胎」の注（默）として載る。また、本文と注（默）を合わせたものが、「計然云」として宋の李石の『統博物志』卷九に引用される。『説文繫伝』『統博物志』の二書に載せるものとは、『文子』李遷注とされており、『太平御覽』の引くこの一条は、李遷が、北魏当時のおそらく医学書を参照にした注を載せるものとして貴重である。

唐の玄宗開元二十年（七三二）正月、両京および諸州に、玄元皇帝廟が置かれ、『文子』は、『道德經』『莊子』などとともに必修の書となる。そして、天寶元年（七四二）には、文子は「通玄真人」、その書は「通玄真經」と改めるとの詔が出され、代宗大曆年間（七六六～七九〇）には、科挙の必修科目となる。現在、道藏に収まる元和四載（八〇九）の序文を持つ默希子注（徐靈府注とも）『通玄真經』（洞神部玉訣類520・522）は、こういった背景をもとに編まれた。徐靈府、号は默希子、錢塘（現浙江杭州）天目山の道士。

田虛應に道を受け、その清法を伝える（『四庫未収書目提要』一）。この默希子注には、李遲注とは異なる道教色の濃い注（默）が付される。

中国では、『文子』は、宋代まで重んぜられるが、中世『聖德太子伝暦』の注釈では、全く引用されることがない。これに対し了意注には、『文子』から引用が四箇所認められる。その引用文は、『太平御覽』には載らないものであり、了意は、『文子』その書をも目にしていた。また、後述するように、『文子』のこの一条は、了意注にたびたび引かれる『五行大義』にも『文子曰』として出る。そして、さらにこの一条を含め、同内容を持つ本文が、これも了意注に最もよく引かれる『淮南子』に載る。しかし、『文子』所載の〈十月胎形説〉は、了意注には用いられない。

「精者人之氣、神者人之守也、本其原說其意、故曰精神、因以題篇（精とは人の氣なり、神とは人の守なり、その原に基づいてその意を説く。故に精神と曰ひ、因りて以て篇に題す）との注を付けた。ここにいう「精神」とは、人の生命の根源という意であり、この編では、人の生と死についての論が展開する。〈十月胎形説〉は、天から精神を、地から肉体を受けて、人が誕生するという文脈のなかで述べられる。

又曰、夫神者所受於天也、而形體者所稟於地也、故曰一生、二生三、三生萬物、故曰、

一月而氣（四膏）（圖始育如膏）

二月而血（四脾）（圖跌）

三月而胎

四月而胞（四肌）

五月而筋

六月而骨

七月而成

八月而動

九月而踝

十月而生、形體以成、五藏乃形、是以肺主目、腎主鼻、膽主口、肝主耳

「一生」、「二生三」、「三生萬物（根源の一は「一」を生じ、「二」は「三」を生じ、「三」は万物を生じる）」は、『老子』四十二章による。また、同文が、『文子』の

〈十月胎形説〉の前文にも載る。右に掲げた『太平御覽』所載〈十月胎形説〉の本文は、北宋仁宗（在位1023～1064）の時の原本からの転写本とされる金友梅の景鈔本である北宋小字本（四部叢刊本、異同を四で示す）、あるいは、北宋小字本とともに伝來の古さを誇る明の正統十年（1445）刊の道藏本（太清部863-867）と対校すると、一・二・四月に異同が認められる。また、北宋小字本・道藏本には、高誘注が、一・二月に付される（圖）。魏の張揖が、『爾雅』の篇目を漢儒の書によって増廣した『廣雅』卷六「釋親」には、また、次のような〈十月胎形説〉が載る。

『太平御覽』に引用される『淮南子』は、『文子』引用の約六倍に及ぶ。このうち〈十月胎形説〉が引用されるのは、卷三百六十三人事部四「形体」、現行本『淮南子』では、卷七「精神訓」に出る。この編名について、高誘は、

淮南子』からの引用がある。

人一月而膏

二月而脂 (広博肤)

三月而胎

四月而胞 (広博肌)

五月而筋

六月而骨

七月而成

八月而動

九月而躁

十月而生

この文について、『広雅』注釈のなかで、最も詳確とされる清の王念孫

『広雅疏証』（嘉慶元年・一七九六・成）は、「此淮南子精神訓文也、淮南子

作二月而朕、三月而胎、四月而肌、文子九守篇作二月而脈、三月而胚、四月

而胎、餘與廣雅同」^{〔注15〕}として、この「十月胎形説」が『淮南子』を典拠とし、

類似のものが、『文子』にも見えるという。また、遡って、明代の類書のな

かで最も優れるとされる董斯張の『広博物志』卷十八「人倫」も、ほぼ同

文を『淮南子』に出るものとしている（広博）。

無形の混沌とした氣から天地の二つが生まれ、そのとき陰陽が分かれ、人をはじめ万物が形成された。人の精神は天のもであり、肉体は地のものである。よって、聖人は、天性にのっとり、世俗に拘わらず、人に惑わされず、天地を父母とし、陰陽四時（自然の流れ）を綱紀とする。『淮南子』「精神訓」と『文子』「九守」の冒頭は、このような同内容で始まり、同文の「十月胎形説」に至る。そして、それ以後の文脈にも「精神訓」と「九守」には、同文が多く認められる（注16）。

『聖德太子伝暦』の注釈において、『淮南子』からの引用は、法空の『聖徳太子平氏伝雑勘文』では、一箇所に過ぎないが、訓海の『太子伝玉林抄』に至っては、十箇所に及ぶ。そして、了意の『聖徳太子伝暦備講』では、その引用は、多数に及び、その巻三ノ五「在胎之月員」では、次のような『淮

淮南子ヲ（地形訓）按ルニ天一地二人三ナリ。三ヲ二ニシテ而九ナリ。
九々ハ即チ八十一ナリ。一ハ是レ日ヲ主トル。日數累カサネテ十而シテ人ヲ主
トル。故二人ハ十月ニシテ生ス。

天は一で陽、地は二で陰、人は一と二を足した三であり、陰陽より生じたものである。三を二乗すると極数の九になり、この九を二乗すると八十一になる。端数一は、日をつかさどり、この日数とは、甲から癸までの十干であり、これは人をつかさどる。よって人は在胎十月にして生まれる。了意は、人が十月を経て出産する理由を『淮南子』卷四「墜形訓」から引用する。しかし、同書に載せる「十月胎形説」は、同じように天地から人が生まれるという文脈のなかで述べられるものの、それまでの中世注と同様に引用されることがない。

四、『五行大義』所載「十月胎形説」

『五行大義』五卷、隋の蕭吉の撰とされる（注17）。『旧唐書』経籍志に「五行記

五卷、蕭吉撰」、「新唐書」芸文志に「蕭吉五行記五卷」、「宋史」芸文志に

「蕭吉五行大義五卷」と見えるが、それ以後の目録類には、その名が見えず、

中国では、その後は散佚した。蕭吉、字は文休、梁の武帝の兄、長沙宣武王

懿の孫、博学多通で、特に陰陽算術に精しかった。梁の滅亡後（五四九）、

北朝の西魏に逃れ、ついで北周（五五七～五八〇）に仕え儀同となる。そし

て、隋の天下統一後（五八一）は、文帝（五八一～六〇四）、煬帝（六〇五

～六一六）に仕え、この時、古今の陰陽書を考定して『五行大義』を撰した

といわれる（隋書「芸術伝」）。

『五行大義』は、日本には夙に将来され、『続日本紀』天平宝字元年（七五七）十一月癸未の勅に、「陰陽生者、周易・新撰陰陽書・黃帝金匱・五行大義」とあって、奈良時代、陰陽生の必読書に定められる。そして、陰陽道に拘泥したとおぼしき平安貴族の間で読み継がれた『五行大義』は、陰陽道

を司った安倍・賀茂両家の間では、特に重んじられ、陰陽書へのこの書からの引用は、平安から室町期までに及ぶ。また、「五行大義」は、中世神道説にも大きな影響を与える、「釈日本紀」に始まる吉田神道の「日本書紀」注釈、あるいは、度会家行の『類聚神祇本源』や『神道五部書』といった伊勢神道の根本經典にも引用される。

この『五行大義』卷五第二十三は、「論諸人、就此分爲二段、第一者、論人配五行（諸人を論ず、此に就きて分ちて二段を爲す、第一は、人の五行に配すを論ず）」として始まり、人は天地陰陽五行の氣を受けて生まれることが、『礼記』『文子』『老子』『禄命書』からの引用によって記さる。次に『周書』に、人は、天の五行と地の五行を合わせ持つので、十ヶ月で生まれるというとして、次のような連続した二文に続く。^(註)

家語曰、天一地二人三、三三而九、九九八十一、一主日、日數十、故人

十月而生

文子云、人受天地變化而生、

一月而膏

二月而脉

三月而胞（因胎、溼胎）

四月而肌

五月而筋

六月而骨

七月而成形

八月而動

九月而躁

十月而生、形骸已成、五藏乃形

「家語曰」の一文は、『孔子家語』卷六第二十五「執轡」に出て、先述した了意が『聖德太子伝暦備講』に引用する『淮南子』卷四「墮形訓」所載のものと同文。「天一地二」なる語は、『易經』繫辭伝上にも出る。また、「文子云」以下の部分、つまり「十月胎形説」は、『太平御覽』や默希子注『文

子』所載のものと三月・四月の形状が相違し（因）、それらに載せる注の部分がない。『淮南子』卷七「精神訓」所載のもの（北宋小字本・道藏本）とは、三月の形状のみが異なる（通）。

中世注では、「文子」は引用されたことがなかつたが、「五行大義」は、法空の『聖德太子平氏伝雜勘文』すでに十例見え、訓海の『太子伝玉林抄』には十一例の引用がある。このうち法空は、太子が生後四ヶ月にして言葉を話し得たことについて、「文子」（十月胎形説）が載る『五行大義』「論諸人」第一から『孔子家語』「本命解」の引用を行つてゐる。このところ、「人は生まれて三ヶ月すると微かにものを見ることができ、それ以後徐々にはつきりと見えてくる。八ヶ月になると歯が生えてよくものを食べることができるようになる（歯生、然能食、期而臍）」の部分欠く。三年で歯が噛み合つて、その後話すことができるようになる」との文で、生後四ヶ月と三年の隔たりがあり、正鵠を得た注釈とは言い難い。しかし、本箇所では、「家語云」の前に「五行大義云」として、その拠るところを特に明記しており、『五行大義』が中世注釈において重要な書であったことを物語る。

五行大義云、家語云、人生三月微昫、然後目見、八月能行、三年齒合、
然後能言語文

了意の『聖德太子伝暦備講』に引用される『五行大義』は、四箇所と中世注に比べてなぜか少ない。しかし、それよりはやく『安倍晴明物語』（寛文二年・一六六二・刊）卷四「安倍晴明天文卷序」、そして、『浮世物語』（寛文五年頃刊カ）卷四ノ五「人は万物にすぐれたる事」には、天地創造から五行の氣を受けて人が生まれること、人は他の生物に優れ万物の靈であることなどが、漢籍からの引用を俗解して述べられる。その構成は、『文子』（十月胎形説）の載る『五行大義』卷五第二十三に想を得たと思われる。了意は、「五行大義」の鈔本を、かなり詳細に読んでいたことが想像される。^(註)しかし、中世『聖德太子伝暦』の注釈において、『五行大義』が重んじられながら、そこに掲載される「十月胎形説」が、引用されたことがなかつたのと同様に、

了意の『聖德太子伝暦備講』にも、その説が用いられることはなかった。

結語

『四庫全書総目提要』子部四十五「類書類」一冒頭は、類書の定義について論じるが、そのなかに類書の弊害と意義を述べた部分がある。

此體一興、而操觚者易於檢尋、註書者利於剽竊、轉輾裨販、實學頗荒、然古籍散亡、十不存一、遺文舊事、往往託以得存

類書は、文章をつくる者の故事を調べ探すのを容易にし、注釈をする者が自分が調べたかのごとくみせかけるのに役立つ。つまり類書を利用し続けると安価なものを高価に売って利を得る者ごとくなり、眞実の学問が甚だしく荒廃してしまう。しかし、古い書籍は、散り失せてしまい、十のうち一つも残っていない。遺った文や古い事柄は、しばしば類書に託されることによつて保ちえるのである。

類書『太平御覽』は、その舶来當時から貴重な書とされ、中世太子伝注釈書、そして了意の注釈書においても、引用書目としてその書名が掲がる。しかし、『太平御覽』は、稀観書であつても、類書なるがゆえに、そこからの文献引用は、その書が散佚していない場合、孫引きとの誹りを受ける危険性を孕んでいる。加えて『太平御覽』に所載される『文子』『淮南子』は、それほどまでには閲覧の困難な書ではなかつた。あるいはまた、『太平御覽』に載るということそのものが、秘説のための書とはなりえないということにもなろうか。『文子』『淮南子』に載る「十月胎形説」は、『晉書五臟論』のそれと並記される、あるいは取つて替わるものとは決してなりえなかつた。そして、『五行大義』所載の「十月胎形説」も、同じ理由で太子伝注釈には引用されることがなかつた。

吉田神道の日本紀注釈に最も大きな影響を与えた一条兼良の『日本書紀纂疏』（康正年中・一四五五～五七・成）には、聖德太子伝注のものとは異な「十月胎形説」^(註)が載る。それは、後々のト部家の日本紀注釈に受け継がれ

ていくが、やはり『文子』『淮南子』所載のものではなく、中国医書おそらくは『備急千金方』注釈書から引用される。吉田神道の秘説伝授の拠り所となり兼良の注釈にも大きな影響を与えたト部兼方の『釈日本紀』には、すでに『五行大義』からの引用が見られる。『日本書紀纂疏』には、『淮南子』からの引用もあり、兼良は、この両書に載る「十月胎形説」を知っていたと思われる。

『晉書五臟論』（隋中期～唐中期頃成）^(注4)の總体は、朝鮮医書『医方類聚』（一四七七刊）卷四冒頭に収められたものが唯一現存し、その「十月胎形説」の部分は、陳自明の『婦人大全良方』（二三三七刊）、宋慈の『洗冤集錄』（二四七自序）といった中国医書に所載されてのみ伝わる。極めて稀観書『晉書五臟論』の説とは、まさしく秘説に相応しいものであった。そして、了意はこれに替わるものとして「医家ノ者説ニ云ク」として、それまでの「十月胎形説」とは全く異なる説を引用した。その説は、明代後半、萬曆・崇禎年間（一五七三～一六四四）に福建省建陽で盛んに出版された「通俗的日用類書」のなかに類似する説を見出しえるもの、やはり、その特定が難しい。^(註5)

注

（1）了意の『聖德太子伝暦備講』に記される「十月胎形説」は、次のようにある。

經八月トハ凡ソ胎中十箇月ノ形相ヲ明ス。

醫家ノ者説ニ云フ。父母ノ清血和合凝結ス。是ヲ受胎ト名ク。魂魄已テニ氣ニ隨テ成満ス。

所謂

初メ受胎ノ月ハ一點ノ英珠其ノ形チ草上ノ露ノ如ク

二月ハ桃花ノ初テ綻タルニ似テ其ノ色紅シ。

三月ハ胎形似^ニ蚕蛋。

四月ハ胎形分^ニ四肢始テ兒質ト成ル。

五月ハ男女ノ形相分定ス。

六月ハ毛髮生シ

七月ハ胎形漸^ニ成テ七精開^ニレ敷分明ナリ。謂ク兩目ニ光有リ。兩耳有^リ。鼻ノ

兩竅ニ氣通シ口ニ味ヲ知ル。

八月ハ胎兒ノ真形定マリテ精神有リテ満ス。

九月ハ始娠重コト山ノ如ク母腹ノ左右動クコトヲ覺ユ。

十月満足シテ骨節四肢俱ニ開ケテ方ニ產生スト云フ。

なお、『聖德太子伝暦』注釈における「十月胎形説」については、拙稿「近世『聖德太子伝暦注』所載『懷胎十月の説』考—『蒼婆五臓論』の説と『十月懷胎三十八転』の説をめぐって—」（『東京成徳短期大学紀要』第三十四号、平成13年3月）参照。

(2) 阿部泰郎「中世聖德太子伝『正法輪藏』の構造—秘事口伝説をめぐって」（『絵解き—資料と研究』平成元年三井書店）、同「院政期における聖德太子崇敬の展開」（『説話文学研究』第三十五号、平成12年7月）参照。

(3) 法空の『聖德太子平氏伝難勘文』に引用される説は、次の通り。

岐婆五臓論云。父母精氣爲魂魄。・黑白以分晝夜。

一月懷胎始（始疑如）白露。

二月如（桃花）。

三月男女分。

四月形象具。

五月筋骨成。

六月毛髮生。

七月遊其魂而能動右手。

八月遊其魄而能動左手。

九月三轉。

十月満足。母子分解^文。

瑜伽論云。若唯經八月。此名圓滿。若經七月六月。不名圓滿^文。

(4) 『太平御覽』については、次の諸論を参照。

①和田英松「宋槩太平御覽」（『典籍』第一號、大正4年7月）。

②朽尾武「類書の研究序説（一）～（二）」（『成城国文学論集』第10～11輯、昭和53年2月、54・55年3月）。

③朽尾武「日本に伝來した類書とその効用」（『和漢比較文学叢書 和漢比較文學の周辺』第18巻、平成6年汲古書院）。

(4) 尾崎康「中国の百科全書『太平御覽』—統一王朝による集成」（『月刊しかも』9卷3号、平成10年3月）。

(5) 本文は、『増補史料大成』（昭和40年臨川書店）に拠る。

(6) 注（5）と同じ。

(7) 花田富一夫「『新語園』と類書—了意読了漢籍への示唆」（『近世文藝』第34号、昭和56年5月、『仮名草子研究—説話とその周辺—』平成15年新典社に、部分改訂・加注して再録）参照。

(8) 富士昭雄「浅井了意の方法—狗張子の典拠を中心にして」（『名古屋大学教養部紀要』第11輯、昭和42年3月）参照。

(9) 本文は、『法隆寺藏尊莢本太子伝玉林抄』上・中・下（飯田瑞穂解説、昭和53年吉川弘文館）に拠る。

(10) 中村禎里「中国における妊娠・胎発生論の歴史」（平成18年思文閣出版）参照。

(11) 『文子』については、次の書を参照。

①李定生、徐慧君「文子要詮」（1988復旦大学出版社）。

②王利器撰「文子疏義」（新編諸子集成、2000中華書局）。

③李定生、徐慧君「文子校釋」（中華要籍集釋叢書、2004上海古籍出版社）。

(12) 『太平御覽』の本文は、「上海涵芬樓影印中華學藝社借照日本帝室圖書寮京都東福寺東京岩崎氏靜嘉堂文庫藏宋刊本」とする中華書局出版（1960）に拠る。なお、この部分は、現東福寺藏本の影印で、「慶元五年（一一九九）七月 日朝請大夫成都府路轉運判官兼提舉學事蒲叔獻譜書」との序を持つ蜀刊本（南宋本）。

なお、『太平御覽』卷三七五人部一六「膏」に、「文子曰人受變化一月而膏三月而脉」と、その一部が引かれる。

(13) その部分を掲げると、次のようにある（康熙七年・一六六八・汪士漢校刻「秘書廿一種本」）。

計然云、人受命於天地變化而生、一月而膏、二月而脈、三月而胚、謂如水胞之狀、四月而胎、謂如水中鰐鱗胎也、五月而筋、六月而骨、謂血氣變爲肉、肉爲脂、脂爲骨也、七月而成形、八月而道、九月而躁、十月而生、

(14) 注（11）②参照。

(15) 『文子』の和刻本は、入江南漢校、「寶曆八戊寅年（一七五八）春／東都書林／本石町三丁目／文英閣／勉勵堂／藏」との刊記を持つものが最もはやい。

(16) 『淮南子』については、次の書を参照。

- ①楠山春樹『淮南子』上・中・下(新編漢文大系54・55・56、昭和54・57・63年明治書院)。

②劉文典撰『淮南鴻烈集解』上・下(新編諸子集成、1989中華書局)。

③何寧撰『淮南子集釋』上・中・下(新編諸子集成、1998中華書局)。

(17) 本文は、鐘宇訊點校『廣雅疏證』(1983中華書局)に拠る。

(18) 『淮南子』と『文子』の関係を論じたものは多いが、最近の研究に次の書がある。

①丁原植『『淮南子』與『文子』考辨』(民国88年萬卷樓)。

②丁原植『文子新論』(民国88年萬卷樓)。

(19) 『五行大義』については、次の書を参照。

①中村璋八『五行大義』(中國古典新書、昭和48年明徳出版社)。

②中村璋八『五行大義の基礎的研究』(昭和51年明徳出版社)。

③中村璋八『五行大義校註』(昭和59年汲古書院)。

④中村璋八・古藤友子・清水浩子『五行大義』上・下(新編漢文選7・8、平成10年明治書院)。

(20) 本文は、「元弘三年(一三三三)閏二月廿五日、相傳畢、智圓」の奥書きを持つ元弘相傳本(注19③所収)に拠る。

(21) 注(19)③④参照。

(22) 『五行大義』の最初の和刻本は、一色時棟点で「元禄十二己卯仲夏吉辰日 書林

井上忠兵衛藏版」との刊記を持つもの。

(23) 兼良の『日本書紀纂疏』に記される「十月胎形説」は、次のようにある。

凡姪娠之道神識託母胎中假一點精血為質之始也。

一月血聚。

二月精凝。謂之始膏。

三月成形。謂之始胎。

四月形體成。

五月能動。

六月筋骨立。

七月毛髮生。

八月藏府具。

九月五穀人胃。

十月諸神備。

なお、『日本書紀』注釈における「十月胎形説」については、拙稿『日本書紀』注所載「懷胎十月の説」考―「日本書紀神代合解」を視座として―(『東京成徳短期大学紀要』第三十九号、平成18年3月) 参照。

(24) 宮下三郎「敦煌本『張仲景五臟論』校譯注」(『東方學報』三五、昭和39年3月) 参照。

(25) 『婦人大全良方』からの引用が最もはやく見えるのは、梶原性全撰述の『頤医抄』(正安四年・一三〇一~嘉元二年・一三〇四・成)および『万安方』(正和四年・一三一五・成)であり、それ以後、日本医書の間でその説が珍重される。しかし、江戸時代になると、寛永十三年(一六三六)大和田意閑版を始めとして和刻本が版を重ね、この書に引用される『舊婆五臟論』を目にすることも容易になる。

(26) ただし、後年、庶民のための啓蒙書を数多く出版した高井蘭山の『淫事戒』(文化十二年・一八一五・江戸須原屋茂兵衛板)、および『女重宝記』(弘化四年・一八四七・和泉屋金右衛門)には、了意注が拠ったかと思われる「十月胎形説」が、和訳されて載る。次の緒論参照。

①拙稿「高井蘭山編『女重宝記』所載『胎内十月の図』考」(『東京成徳短期大學紀要』第三十六号、平成15年3月)。

②今井秀和『絵入日用女重宝記』について』(『日本文学研究』第四十四号、平成17年2月)。